たり、主管庁は、490kHz の周波数に有害な混信を生じさせないことを明確にすることが要請される。アマチュア業務による 472-479kHz の周波数帯の使用に当たり、主管庁は、490kHz の周波数に有害な混信を生じさせないことを明確にしなければならない。

改　495-1800kHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
495-505	海上移動	
505-526.5 海上移動　5.79　5.79A 5.84 航空無線航行	505-510 海上移動　5.79 510-525 海上移動　5.79A　5.84 航空無線航行	505-526.5 海上移動　5.79　5.79A 5.84 航空無線航行 航空移動 陸上移動

削　5.82A

削　5.82B

改　5.87　付加分配：アンゴラ、ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール及びスワジランドでは、526.5-535kHz の周波数帯は、二次的基礎で移動業務にも分配する。

改　5.93　付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モンゴル、ナイジェリア、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、1625-1635kHz、1800-1810kHz 及び 2160-2170kHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に定める手続に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

改　5.98　代替分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、カメルーン、コンゴ共和国、デンマーク、エジプト、エリトリア、スペイン、エチオピア、ロシア、グルジア、ギリシャ、イタリア、カザフスタン、レバノン、リトアニア、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、トルコ及びウクライナでは、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。）に分配する。

改　5.99　付加分配：サウジアラビア、オーストリア、イラク、リビア、ウズベキスタン、スロバキア、ルーマニア、スロベニア、チャド及びトーゴでは、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

削　5.101

改　5.107　付加分配：サウジアラビア、エリトリア、エチオピア、イラク、リビア、ソマリア及びスワジランドでは、2160-2170kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。これらの業務の局の平均電力は、50W を超えてはならない。

改　5.112　代替分配：デンマーク及びスリランカでは、2194-2300kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

改　5.114　代替分配：デンマーク及びイラクでは、2502-2625kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

改　5.117　代替分配：コートジボワール、デンマーク、エジプト、リベリア、スリランカ及びトーゴでは、3155-3200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。)に分配する。

改　3230-5003kHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
4438-4488 固定 移動(航空移動(R)を除く。) 無線標定　5.132A 5.132B	4438-4488 固定 移動(航空移動(R)を除く。) 無線標定　5.132A	4438-4488 固定 移動(航空移動を除く。) 無線標定　5.132A
4488-4650 固定 移動(航空移動(R)を除く。)		4488-4650 固定 移動(航空移動を除く。)

改　5.128　4063-4123kHz 及び 4130-4438kHz の周波数帯は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、平均電力が 50W を超えない固定業務の局であって、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに例外的に使用することができる。さらに、アフガニスタン、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボツワナ、ブルキナファソ、中央アフリカ、中華人民共和国、ロシア、グルジア、インド、カザフスタン、マリ、ニジェール、パキスタン、キルギス、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、平均電力が 1kW を超えない固定業務の局であって、海岸から少なくとも 600km 離れたものは、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、4063-4123kHz、4130-4133kHz 及び 4408-4438kHz の周波数帯で運用することができる。

追　5.132A　無線標定業務の局は、固定業務又は移動業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第 612（WRC-12、改）に従って運用する海洋レーダーに限る。

追　5.132B　代替分配：アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、4438-4488kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する。

改　5003-7450kHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
5250-5275 固定 移動（航空移動を除く。） 無線標定　5.132A 5.133A	5250-5275 固定 移動（航空移動を除く。） 無線標定　5.132A	5250-5275 固定 移動（航空移動を除く。） 無線標定　5.132A
5275-5450 固定 移動（航空移動を除く。）		

改　5.133　業務の種類の地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、ニジェール、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5130-5250kHz の周波数帯は、一次的基礎で移動業務(航空移動を除く。)に分配する(無線通信規則第 5.33 号参照)。

追　5.133A　代替分配：アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、5250-5275kHz 及び 26200-26350kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

改　5.140　付加分配：アンゴラ、イラク、ケニア、ソマリア及びトーゴでは、7000-7050kHz の周波